

講師謝礼規程

(目的)

第1条 この規程は、講座、講演会等により講師を依頼した場合の謝礼について定める。

(謝礼の金額)

第2条 謝礼の金額は、次のとおりとする。

- (1) 講師料は、原則として交通費込みで、1時間を超えるもの 10,000 円＋源泉所得税、1時間以内 5,000 円＋源泉所得税とする。
- (2) 適用については、理事会が諸事情を勘案し、決めるものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、2008年12月14日から施行する。
- 2 この規程は、公益財団法人おかもやま環境ネットワークの設立の登記の日から施行する。
(2012年2月25日理事会議決)
- 3 この規程は、2015年12月12日一部改訂し施行する(2015年12月12日理事会議決)。